

小平市教育委員会会議録（甲）

—— 7 月 定 例 会 ——

平成18年7月28日（金）

開 催 日 時 平成18年7月28日（金） 午後2時00分～午後3時13分
開 催 場 所 市役所5階505会議室
出 席 委 員 堀内敏宏委員長
小池貞雄委員長職務代理者
伊藤文代委員
吉田昌子委員
坂井康宣教育長
説明のための出席者 昼間守仁教育部長
大橋直子教育部理事兼指導課長
阿部和生教育庶務課長
中澤史充学務課長
諸井康次学務課長補佐
有川知樹指導課長補佐
有馬哲雄生涯学習推進課長
阿部裕生涯学習推進課長補佐
大沼卓郎体育課長
島林正美公民館長
蛭田廣一図書館長
島川浩一指導主事
書 記 石川進司教育庶務課長補佐、谷川知治教育庶務課主任
傍 聴 者 なし

午後2時00分 開会

（開会宣言）

○堀内委員長

ただいまから教育委員会の7月定例会を開催いたします。

（署名委員）

○堀内委員長

初めに、会議録署名委員の指名を行います。

本日の会議録署名委員は、吉田委員及び私、堀内でございます。

議題に入ります。

(教育長報告事項)

○堀内委員長

初めに、教育長報告事項を行います。

教育長報告事項（１）給食への異物（錠剤）の混入について。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（１）給食への異物（錠剤）の混入について、報告いたします。

去る6月28日（水）、小平第十四小学校6年の1クラスの給食のスープに異物の混入が認められました。この異物を口にした児童が3名おりましたが、違和感があり、すぐに吐き出しました。また、当日は6校時まで授業を延長し、担任や養護教諭が児童の様子を観察しましたが、他の児童にも異常は特に見受けられませんでした。

第十四小学校では、当日の夕方に、緊急のクラス保護者会を開き、校長から経緯の説明を行うとともに小平警察署に届け出ました。また、翌日には当校の保護者全員に「給食への異物混入について」経過説明のお知らせを行いました。

なお、錠剤につきましては、警察の分析により、「風邪薬」と判明しております。

教育委員会では、二度とこのようなことが起きないように、学校への指導を徹底するとともに、引き続き安全・安心な給食を提供してまいります。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（２）小平市平櫛田中彫刻美術館特別展期間中の休館日振替及び臨時休館についてです。坂井教育長から御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

教育長報告事項（２）小平市平櫛田中彫刻美術館特別展期間中の休館日振替及び臨時休館について、報告いたします。資料No.1をご覧ください。

小平市平櫛田中彫刻美術館におきまして、9月15日（金）から10月22日（日）の38日間、特別展「甦る近代彫刻の鬼才 佐藤朝山展」を開催いたします。

特別展では他の美術館から多数の作品を借用し展示を行います。観覧機会の拡大を図るために、会期中は無休とし、会期中の休館日にあたる日を会期前後に振替いたします。展示替え作業のための臨時休館等とあわせて9月11日（月）から同月14日（木）、10月23日（月）から同月26日（木）を休館といたします。

市民の皆様には、9月5日号の市報でお知らせいたします。

なお、開催要項につきましては、裏面をご覧ください。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（３）寄附の受領についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（３）寄附の受領について、報告いたします。資料No.2をご覧ください。

〔Ⅰ〕は、小平青年会議所様より、育英基金への指定寄附として、金1万円の御寄附でございます。

〔Ⅱ〕は、小平第七小学校PTA様より、マット3枚、ドッジボール6個、計7万276円相当を、小平第七小学校教具としての御寄附でございます。

〔Ⅲ〕は、下野川信子様より、七宝釜1台、6万円相当を、花小金井南公民館への御寄附でございます。

それぞれ有効活用させていただきます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（４）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

教育長報告事項（４）小平市教育委員会後援名義等の使用承認について、報告いたします。

前回の報告以降に決定したものは、資料No.3のとおりでございます。

詳細につきましては、阿部教育庶務課長より説明させます。

○堀内委員長

阿部教育庶務課長、お願いします。

○阿部教育庶務課長

本日報告いたしますのは、9件でございます。

初めに、受付番号（30）でございます。事業名、第2回こいだいらサミット、主催団体、小平商工会、実施期日、平成18年9月16日、会場、小平市福社会館市民ホールでございます。平成17年8月にも承認しており、事業内容は講演、パネルディスカッション等でございます。入場無料でございます。

次に、受付番号（31）、事業名、市民講座「うつ病について」（仮題）、主催団体、社団法人小平医師会、実施期日、平成18年9月30日、会場、小平市中央公民館ホールでございます。平成18年5月にも承認しており、事業内容は、講演会でございます。入場無料でございます。

次に、受付番号（32）、事業名、親子でいっしょにブルーベリーのつみとり、主催団体、東京小平ロータリークラブ、実施期日、平成18年7月29日、会場、島村ブルーベリー園でございます。毎年承認しており、事業内容は、ブルーベリーの摘み取りを通じて、親子の絆を確かめるというものでございます。参加費は無料でございます。

次に、受付番号（33）、事業名、MOA美術館小平児童作品展、主催団体、MOA美術館小平児童作品展実行委員会、実施期日、平成18年11月25日、会場、ルネこだいらでございます。今回初の承認でございますが、事業は以前にも行われていたものでございます。小平市在住の小学生の絵画作品の募集及び展示でございます。応募は無料でございます。

次に、受付番号（34）、事業名、第18回都民スポレクふれあい大会、主催団体、社団法人東京都レクリエーション協会、東京都教育委員会、実施期日、平成18年9月9日、会場、小平市民総合体育館でございます。今回初の承認でございます。事業内容は、バウンドテニスの実施でございます。大会参加費の徴収がございます。

次に、受付番号（35）、事業名、講演会「教師と地域の方々のための勉強会」、主催団体、こだいら子どもの健康づくり連絡会、実施期日、平成18年7月24日、会場、上水中学校図書館でございます。今回初の承認でございます。事業内容の講演会でございますが、演題が、「～麻薬Gメンのお話～ 意外と知らない薬物乱用の現状」というものでございます。入場無料でございます。

次に、受付番号（36）、事業名、第2回「世界の料理を楽しむ会」ブルガリヤ編、主催団体、小平ユネスコ協会、実施期日、平成18年9月30日、会場、中央公民館、実習室1でございます。平成17年1月にも承認しており、事業内容は、ブルガリヤ料理を食べながら講師の話をお聞きするというものでございます。参加費は1,000円でございます。

次に、受付番号（37）、事業名、ハッスル・アート・スクール！！ オープンキャンパス2006、主催団体、小平ユネスコ協会・H・A・S実行委員会、実施期日、平成18年8月19日、会場、小平元気村おがわ東、第2会議室でございます。今回初の承認でございます。事業内容は、ワークショップで絵画、迷路づくり、顔のペインティング等を行うというものでございます。参加費は無料でございます。

終わりに、受付番号（38）、事業名、みんなできこう・歌おうゴスペルコンサート 青少対25周年、主催団体、青少年対策第五小・第八小地区委員会、実施期日、平成18年10月22日、会場、小平第八小学校体育館でございます。今回初の承認でございます。事業内容はゴスペルコンサートを開催するもので、歌うことの楽しさ、みんなで歌うことの心地よさと充実感を味わうというものでございます。入場は無料でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次に、教育長報告事項（５）事故報告Ⅰ（６月分）についてです。坂井教育長から御説明をお願いします。

○坂井教育長

６月の事故報告Ⅰの交通事故、一般事故につきましては、資料№.４のとおりでございます。詳細につきましては、大橋教育部理事より説明をさせます。

○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

○大橋教育部理事

初めに交通事故についてです。交通事故は、小学校の管理外で３件ございました。

①小学校２年女子が、自転車で道路を横断中、車と接触、転倒し腕などをすりむいたものです。救急車で病院に搬送されました。

②小学校５年男子が、自転車で走行中、下り坂で転倒し、顔に切り傷を負い、歯を折ったものです。これも救急車で病院に搬送されています。

③小学校３年男子が、自転車で走行中、対抗してきた車と接触、転倒し、頭、腰、足を打撲したものです。

次は一般事故についてです。小学校で２０件、中学校で３件の事故がありました。

小学校の休み時間、放課後等の事故としましては、①小学校３年女子が、休み時間中、遊具の丸太から落ち、右ひじを骨折、脱臼したものです。

②小学校１年女子が、放課後、飼育小屋の段差で他の児童とぶつかり、上あごを打撲したものです。

③小学校４年女子が、休み時間中、机の下に隠れようとして、持っていた鉛筆、これは削っていない方なのですが、持っていた鉛筆が左目に当たり、痛めたものです。

④小学校２年男子が、休み時間中、他の児童と喧嘩になり、右目を殴られ痛めたものです。

⑤小学校１年女子が、休み時間中、他の児童と教室でふざけていて転倒し、頭を打撲したものです。

⑥小学校５年男子が、休み時間中、ドッチボールが手に当たり、右手小指を骨折したものです。

⑦小学校４年男子が、休み時間中、ドッチボールが手に当たり、左手小指を骨折したものです。

⑧小学校６年男子が、清掃時間中、階段で転倒し、左足首を捻挫したものです。

⑨小学校６年男子が、放課後、渡り廊下で滑って転倒し、鉄柵にすねをぶつけ、切り傷を負ったものです。

⑩小学校３年男子が、休み時間中に、校庭の水田の周りで滑って転び、すねに切り傷を負った

ものです。

⑪小学校6年男子が、休み時間中、渡り廊下の屋根から落ち、右足を骨折したものです。これはすぐに救急車を要請し、病院に搬送されています。本人の話によりますと、屋根に興味を引くものがあり、取ろうとして屋根に上がったところ、過って落ちたというものです。

授業中の事故としましては、⑫小学校6年男子が、図工の授業中、過って彫刻刀で左手親指付近を切ったものです。

⑬小学校6年女子が、図工の授業中、過って彫刻刀で左手親指付近を切ったものです。

⑫と⑬は、5月に発生した事故です。

⑭小学校5年女子が、家庭科の授業中、リンゴの皮むきをしていて、過って左手人差し指付近を切ったものです。

⑮小学校6年男子が、理科の授業中、他の児童とともにガスバーナーに着火したところ、炎が上がり前髪の一部を焦がしたものです。

⑯小学校4年男子が、体育の授業中、跳び箱に手を付いたときにひねり、左手指を骨折したものです。

⑰小学校4年女子が、図工の授業中、椅子にひざ立ちしていて転び、あごに切り傷を負ったものです。

⑱小学校1年男子が、生活科の授業中、活動していた公園で転び、頭に切り傷を負ったものです。

次は、行事等の事故です。

⑲小学校3年男子が、校外学習で植物観察をしていて、コンクリート製の溝ですねを打ち、切り傷を負ったものです。

⑳小学校6年男子が、移動教室において、部屋でふざけていて、他の児童が腕に乗りかかり、左腕を骨折したものです。

次は中学校で起きた事故です。

休み時間、放課後等の事故としましては、㉑中学校3年女子が放課後、運動会で使うムカデの足を付けて教室内を歩いていて転び、胸を打撲したものです。

㉒中学校2年男子が、休み時間に他の児童とふざけていて、教室の入り口のドアのガラスに左手を付き、切り傷を負ったものです。これはすぐに救急車を要請し、病院に搬送されています。

行事等の事故としましては、㉓中学校2年男子が、運動会のリレー中に痛みを覚え、右足を剥離骨折したものです。これもすぐに救急車を要請し、病院に搬送されました。

6月に報告された事故をみますと、歯に関する事故が小学校で1件ありました。骨折が小学校で6件、中学校で1件の計7件ございました。

以上でございます。

なお、ここで小平第七小学校のプールで発生した事故について、追加して報告させていただきます。7月25日火曜日、午後2時20分頃、小平第七小学校のプールにおいて、夏季プールの指導中に事故が起き、第3学年男子児童1名がすぐに救急車で昭和病院に搬送されました。この

事故の発生原因等につきましては、現在小平警察署において調査中です。この男子児童は、一時は意識不明の重態でしたが、現在は小児科一般病棟に移り、回復の方向に向かっているとのことです。この事故につきましては随時報告させていただきますが、詳しくは次回の教育委員会で報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

次の議題ですが、教育長報告事項（６）及び議案第１１号、第１２号につきましては、人事案件または個人のプライバシーを含んだ内容ですので、後ほどお諮りいたしますが、これらについては非公開で扱いたいと存じます。

したがって、教育長報告事項（５）までにつきましては、御質問、御意見等がありましたら、お出しいただきたいと思っております。

給食の異物混入とか、プール事故とか、いろいろありましたが、御質問がありましたら、どうぞ。

○小池委員

小学校の事故が結構、数が多いですね。これは何か特別な理由というのはありませんか。２０件というのは、今までではかなり多い方ではないかと思うのですが。

○有川指導課長補佐

以前に比べて、事故につきましては、迅速かつ、細かいものといいますと語弊があるかもしれませんが、確実に教育委員会の方に報告を求めるようにしておりますので、こういう結果になっているというふうに分析しております。

以上でございます。

○伊藤委員

まずは、小平第七小学校のプール事故に関してですが、詳しくは来月の定例会ということですので、また再度そちらで質問いたしますけれども、本日のところは、まずは保護者への説明がいつどのように行われるかということ、それから当面の小平第七小学校以外の学校についてなんですが、監視体制の見直し、そのあたりを伺いたいと思っております。

○大橋教育部理事

小平第七小学校の保護者への説明会ですが、本日日時が決定するのですが、８月１日の午後、小平第七小学校の保護者対象に説明会を行うということで、現在準備が進められております。ただ、どこまで説明するかということにつきましては、この当該児童の保護者の了解も必要ですの

で、そのことも含めて本日の午後学校で協議しているところです。今のところは8月1日の午後ということで予定をしています。

それから、2点目御質問ありました、ほかの学校への周知ということでございますが、これは7月26日水曜日、午後4時半から臨時の小学校長会を開きまして、小平第七小学校以外の学校の校長先生においでいただきまして、事故の概要、それから夏季プールの指導の徹底を図るということで周知したところでございます。水泳指導の安全の確保につきましては、この間2回通知を出しております。

それから2つ目としましては、ほかの学校の実施状況につきまして、従来から夏季見回りは行っているのですが、今回手分けをして小平第七小学校も含めて、全校の夏季プールの指導の状況について視察をするということで学校の方に連絡をしています。

それから3点目としましては、その現場を多くの子どもが見ているという状況でございまして、中には精神的なショックを受けているという子どももいるやに聞いておりますので、そうした子どもたちへの対応ということで、教育相談室の方から臨床心理士を派遣して対応するというところで、今準備を進めているところでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

結果的には大事に至らなかったようで、安心しているわけですがけれども。やはり保護者の関心は極めて強いと思います。ですから、どういう状況でどういうことが起こったのか、事後の処置がどうであったのか、そしてまたプール使用についての今後の体制がどうなるのかということ、8月1日でしょうか、その保護者説明会で十分に意を尽くしていただきたいと思います。

ほかの学校は、特にプールの使用について予定変更等はないわけですね。

○大橋教育部理事

小平第七小学校は現在全面的に中止をしております。ほかの学校は通常通り行っているということで、特に中止及び変更という話は聞いておりません。

○堀内委員長

わかりました。

いかがでしょう。吉田委員。

○吉田委員

事故報告のところで気になったことですが、授業中、体育の時間での怪我というのが非常に多いと思います。怪我はつきものではありますが、今子どもたちの体力といったものが、非常に劣っているというふうに感じます。聞くところによりますと、体育の授業が週3時間というお話ですが、その時数を増やすということは難しいことと思いますけれども、その1時間の授業の中で

体をしっかりと動かす体育の授業というものを、もう少し考えていただければいいのかなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○大橋教育部理事

週2～3時間ということは、学習指導要領で決まっておりますので、これを変更することはできないのですが、私ども指導してまいりますのは、小学校では45分、中学校では50分の時間の中でいかに運動量を増やすかということで、無駄な動きをさせない、しっかり運動させるということで、指導しているところでございます。

また、各校とも体育の授業以外に業間、授業と授業の間の休み時間などの業間での体育、それから朝の運動等で工夫をして体力向上を図っているということでございます。

怪我が多いということは事実でございますので、この点につきましては、また再度学校の方に指導してまいりたいと思います。

○伊藤委員

ちょっと報告事項を離れるんですが、今の時期にお聞きしておきたいことですので、小平第四小学校と小平第八小学校で行われている地域子ども教室ですが、今年度でモデル事業としては終了するということですが、小平第四小学校、小平第八小学校をモデルとして、今後小平市内でそれを広めていくという予算措置などは検討されているのでしょうか。

○有馬生涯学習推進課長

地域子ども教室につきましては、今、委員さんが御指摘のとおり、3年間の事業ということで、過日、文部科学省のお話の中にも今年度で終了ということをお知らせしております。

それに替わるといいますか、新しい施策を文部科学省と厚生労働省の連携ということで、市長部局で行っております学童クラブと地域子ども教室と合体して、というような新しい事業がここで示されております。ただ、具体的にどうということは、来月末ごろに両省から詳しい内容の発表があるかと思っておりますけれども、そういう国の動き等も見守っていかなければならないということもございまして、私どもはそういう国の動きとは別に、小平市独自で、やはり地域と学校が連携をしていくという素地ができつつありますので、そういうところを生かしていくようなことで、具体的に予算編成が秋口から始まるところで、全校一斉というわけにはいかないと思っておりますけれども、学校等の意向、地域の意向を確認しながら、できれば拡大をしていく、あるいは工夫をして継続できるような形で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○堀内委員長

ありがとうございました。

給食への異物混入の件なんですけど、もちろん警察の捜査もあったと思うんですけど、入れたのは

どういう人間で、いたずらであったのか、犯罪的意図があったのか、あまりつまびらかではないんですが、支障のない範囲内でもう少し御説明をいただけないかと思いますが、いかがでしょう。

○中澤学務課長

給食への異物、錠剤の混入でございますが、これにつきましてはスープの中に5錠入っていたわけですけれども、子どもたち3名のところに入ってございまして、残り2錠につきましては食缶の中に残っていました。当日は給食調理員が教室の前で児童に配膳台を渡して、そのあと給食当番が配って、給食が始まっております。

警察も、それから教育委員会としても、犯人探しはしませんということで、保護者の方にもうお伝えはしております。当然担任の先生、それから給食調理員も警察に事情徴収を受けてございまして、その中では特に問題はないというようなことは伺っております。ですから、犯人が誰かということとは特に特定はしてございません。

以上でございます。

○堀内委員長

推定するところ、子どものいたずらではないかという判断に、警察も落ち着いたからそうなたんではないかと思えます。しかし、事は子どもたちの、場合によっては命にかかわることですから、今回はこれ以上追及する必要はないという判断であれば、それはそれでいいんですが。以後、類似の事案が起こらないように、御注意をお願いいたしたいと思えます。

ほかにはいかがでございましょうか。伊藤委員。

○伊藤委員

事故報告の、理科の授業中にガスバーナーが燃え上がりという、⑮ですけれども。理科の授業は安全確保も授業の中の重要なことだと思うんですが、これはガスバーナーそのものが何か欠陥があったとか、それか、扱いに対する注意が足りなかったのか、安全指導はできていたのか、伺いたいんですけれども。

○大橋教育部理事

安全指導ができていなかったということはありません。ガスバーナーの扱いが、不十分であったということです。一人の子どもがガスバーナーに火を付けようとしたところ、ほかの児童が、「やってあげるよ」と言って、ガスの栓を開いたため火が付いたということで、やはり扱い方が十分ではなかった。事前には指導はしていたのですが、そういうことになってしまったため、今後十分注意したいと思えます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

MOA美術館の児童作品展の復活ですが、これは向こうから申し入れがあったことなんですか。

○阿部教育庶務課長

MOA美術館児童作品展の再開は、これは向こうからの申し入れで、また行いたいというようなことでした。

○堀内委員長

確か、この前打ち切りになるときに、大変に残念だなと思っていたんですが、向こう側の財政事情がよくなったんでしょうか、いずれにしても歓迎したいと思います。

ついでにもう一つ伺っていいでしょうか。田中館の、これは彫刻美術館と名前を変えてから最初の特別企画展ということだと思いますが、要項で拝見しますと、こちらでやった後、井原市の方でも同じものが行われるわけですか。これは同じ内容のものを両方でやるということなんですか。それとも、それぞれの展覧会を連携させるものなんですか。

○有馬生涯学習推進課長

今年度、今回初めて井原市と小平市平櫛田中彫刻美術館共催ということで開催をいたします。私どもが前半開催しまして、後半を井原市が担当すると。作品につきましては、ほとんど同じだと思いますが、多少小平で展示するもの、あるいは井原市で単独で展示するもの等がございますので、95%くらいは同じ作品が展示される予定でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

ほかはよろしゅうございましょうか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

それでは、質疑を終了いたします。

(署名委員)

○堀内委員長

続いて、日程を変更して、議案を先に審議いたしたいと存じます。

議案第8号、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第8号、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、説明いたします。

本案は、学校の管理運営上、学校給食調理員の勤務を要しない日を学校の休業日に合わせる必要があるために改正するものでございます。

配付しました議案資料のとおり、勤務を要しない日のうち、3月27日を1日繰り上げて同月26日からとし、12月24日を2日繰り下げて同月26日からとし、1月6日を1日繰り下げて同月7日に改めるほか、字句の整理を行うものでございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

質問ございましょうか。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

特になければ質疑を終結して、討論に入りますが、御意見ございますか。

要は実態に合わせるというわけですね。

それでは、討論を省略して、採決を行います。

議案第8号、小平市教育委員会職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則の制定について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

ー異議なしの声ありー

○堀内委員長

それでは、御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

議案第9号、平成19年度使用小・中学校心身障害学級教科用図書の採択についてです。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いします。

○坂井教育長

議案第9号、平成19年度使用小・中学校心身障害学級教科用図書の採択についての審議のほどよろしくお願いたします。

教科用図書の採択の権限につきましては、公立学校におきましては、所管の教育委員会がこれを行うこととなっております。

通常の学級で使用する教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令に基づき、小学校は平成20年度まで、中学校は平成21年度まで、同一の教科用図書を採択することとされていますが、小・中学校心身障害学級で使用する一般図書については、児童・生徒の発達段階を考慮し、毎年採択替えを行っております。

小平市中心身障害学級教科用図書に関する調査・研究でございますが、各心身障害学級設置校において、検定教科書、文部科学省著作教科書及び一般図書の調査・研究を行い、小平市中心身障害学級教科用図書審議委員会、委員長に報告を行いました。

この報告を基にして、平成18年7月14日に開催されました同審議委員会を経て、7月18日、委員長より建議があったものでございます。

詳細につきましては、大橋教育部理事から説明させます。

○堀内委員長

大橋教育部理事、お願いします。

○大橋教育部理事

心身障害学級用の教科用図書につきましては、児童生徒の発達段階や障害の程度、また学習の定着状況との観点から、教科によって文部科学省検定済みの教科書を使用することが適当でないという場合は、他の適切な教科書を使用することができることとなっています。

これは、学校教育法第107条及び同法施行規則第73条の20によるものです。

この場合、検定教科書以外の教科書というのは、2つありまして、一つは、養護学校や心身障害学級用に作成された文部科学省著作の教科書です。こういったものでございまして、文部科学省が作成した教科書というもので、ここに☆がついているということでございます。もう一つは、市販の図書を教科書とする、いわゆる107条図書です。

資料の中に2種類リストがございますが、表の右端に学校名が記されているリストがございますので、ご覧いただきたいと思っております。例えば、小平第一小学校の国語、「ゆっくり学ぶ子のための「こくご」」となっておりますが、これは、市販の一般図書です。その下、小平第二小学校は、こくご☆、☆☆☆となっておりますが、これは文部科学省の著作教科書です。小平第九小学校の「おたまじゃくしの101ちゃん」などは一般図書ということになります。このような、一般図書で教科の教材とするものを107条図書と呼んでおります。

今回の採択は、文部科学省検定済みの教科書以外の教科書である文部科学省著作教科書と一般図書である107条図書の採択でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

御質問ございますか。よろしゅうございましょうか。

それでは、質疑は終結いたしまして討論に入りたいと思いますが、御意見のおありの方どうぞ。

ーなしの声ありー

○堀内委員長

特にございませんでしたら、討論も省略して、採決を行います。

議案第9号、平成19年度使用小・中学校心身障害学級教科用図書採択について、本案を原案のとおり決することに御異議ございませんか。

ー異議なしの声ありー

○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

続いて、議案第10号、小平市平櫛田中彫刻美術館特別展「甦る近代彫刻の鬼才 佐藤朝山展」の観覧料及び観覧券についてです。坂井教育長から提案理由の御説明をお願いいたします。

○坂井教育長

議案第10号、小平市平櫛田中彫刻美術館特別展「甦る近代彫刻の鬼才 佐藤朝山展」の観覧料及び観覧券について、説明いたします。

小平市平櫛田中彫刻美術館では、隔年で特別展を行っております。

特別展の観覧料につきましては、小平市平櫛田中彫刻美術館条例第6条の規定により、教育委員会が別に定めることになっております。常設展示では大人は300円でございますが、今回の特別展につきましては、常設展示よりも経費がかかっていること、また付加価値の高い展示であり、質の高さをPRすることから、観覧料を特別料金の500円に設定いたします。小・中学生につきましては、常設展示と同じ150円といたします。

また、特別展の鑑賞券の寸法・デザインでございますが、小平市平櫛田中彫刻美術館条例施行規則第2条の規定により、その都度定めることとされておりますので、今回の特別展を代表する作品を図柄に使用し、別紙のとおり作成する予定でございます。

以上でございます。

○堀内委員長

ありがとうございました。

御質問がございますでしょうか。

御質問がなければ、質疑を終結して討論に入ります。御意見ありましたらどうぞ。

特別企画展ということで、いくぶん料金の設定が高めになっているということでございますけれども、特に問題ないように私は思います。

－なしの声あり－

○堀内委員長

特に御意見がなければ、討論を省略いたしまして、採決を行いたいと思います。

議案第10号、小平市平櫛田中彫刻美術館特別展「甦る近代彫刻の鬼才 佐藤朝山展」の観覧料及び観覧券について、本案を原案のとおり決することに御異議はございませんか。

－異議なしの声あり－

○堀内委員長

御異議なしと認め、本案は可決と決定いたしました。

次に、教育長報告事項（6）並びに議案第11号及び第12号でございますが、先ほど申し上げましたとおりに、個人のプライバシーを含んだ内容でございます。したがって、こちらにつきましては、非公開で審議をいたしたいと存じます。

議決は、挙手で行います。

お諮りします。ただいま申し上げました議案等について、非公開で取り扱うことに賛成の方は挙手願います。

－賛成者挙手－

○堀内委員長

挙手全員です。賛成が3分の2を超えておりますので、非公開と決定いたしました。

関係者以外の方は、御退席をお願いいたします。

ここで暫時休憩をとります。ただいま14時45分ですので、15時00分まで休憩といたします。

午後2時45分 休憩